

3月29日(金)でサービスコーナーの業務を終了します

住民票などの証明書を発行するサービスコーナーは、3月29日(金)をもって業務を終了します。
4月1日(月)以降、各種証明書は、区役所と総合出張所で取得できるほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアなどでも取得できます。ご理解とご協力をお願いします。

業務を終了するサービスコーナー			
大江サービスコーナー (大江交流室内)	東部サービスコーナー (東部まちづくりセンター内)	飽田サービスコーナー (飽田まちづくりセンター内)	北部サービスコーナー (北部まちづくりセンター内)
秋津サービスコーナー (秋津まちづくりセンター内)	花園サービスコーナー (花園まちづくりセンター内)	南部サービスコーナー (南部まちづくりセンター内)	

証明書の取得は区役所、総合出張所、コンビニエンスストアなどで

区役所、総合出張所

受付日時: 月～金曜日(祝日、年末年始除く)
午前8時半～午後5時15分

	区役所	総合出張所
中央区	中央区役所 区民課	
東区	東区役所 区民課	託麻総合出張所
西区	西区役所 区民課	河内総合出張所 河内総合出張所芳野分室
南区	南区役所 区民課	天明総合出張所 幸田総合出張所 城南総合出張所
北区	北区役所 区民課	清水総合出張所 龍田総合出張所

中央区役所時間外証明窓口

受付日時:
月～金曜日 午後5時15分～7時
土・日、祝日 午前9時～午後7時(年末年始除く)

取得可能な証明書:
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、市県民税(所得・課税)証明書、戸籍全部(個人・一部)事項証明書、戸籍附票の証明書(現在のもの)
※住民票の写し、住民票記載事項証明書、市県民税(所得・課税)証明書の請求は、同一世帯の方に限ります。
※戸籍の請求は、同一戸籍の方および直系と分かる戸籍をお持ちいただいた方に限ります。

コンビニエンスストアおよび飽田、北部まちづくりセンター

場 所	利用時間	
	住民票など	戸籍証明
セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン(マルチコピー機)	午前6時半～午後11時	午前8時半～午後8時
飽田まちづくりセンター、北部まちづくりセンター(証明書自動交付機)	午前9時～午後9時半	午前9時～午後8時
※公民館閉館日は午後5時まで。		

※利用にはマイナンバーカードが必要です。
※年末年始は利用できません。
※システムメンテナンスのため、3月13日(水)終日はサービスを休止します。



取得可能な証明書
・住民票の写し
・印鑑登録証明書
・市県民税(所得・課税)証明書(本人の現年課税分のみ) } 1通250円
・戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本) } 1通450円
(熊本市に本籍および住所があるもの)

マイナンバーカード 顔写真無料撮影キャンペーン実施中!

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を無料で撮影し、その場で申請手続きができるキャンペーンです。この機会にぜひ申請ください。
日 時 3月15日(金)まで 午前8時半～午後5時(土・日、祝日を除く)
場 所 市マイナンバーセンター(市庁舎1階)、区役所区民課(中央区除く)、総合出張所、サービスコーナー
持参物 本人確認書類
①運転免許証・運転経歴証明書・パスポートのうち1点
②①がない場合は、さくらカード・健康保険証・年金手帳などの2点

(地域政策課 ☎096-328-2031)

マイナンバー通知カードの受取り期限終了間近です

子どもの出生や外国からの転入などにより通知カードが発行・郵送された後、自宅でお受け取りができず、平成29年4月～平成30年3月の間に市に返戻された通知カードは、平成31年3月末をもって廃棄します。まだ通知カードを受け取っていない方は、早めに中央区役所1階にある市マイナンバーセンターで受け取りをお願いします。

※個人情報保護により、通知カードの返戻状況を電話で回答することはできません。
本人確認書類をお持ちの上、中央区役所1階市マイナンバーセンター(☎096-328-2068)にお越しください。(地域政策課 ☎096-328-2067)



戸建木造住宅 耐震診断の説明会

自身の生命や財産を守るために住宅の耐震化はととても重要です。本市では、旧耐震基準(昭和56年5月以前着工のもの)および熊本地震で被害を受けた平成12年5月以前着工の戸建木造住宅の耐震診断を実施しています。
2019年度の事業実施の前に事業内容の説明会を開催します。住まいの耐震化をお考えの方はぜひ参加ください。

期 日: 3月24日(日)、25日(月)
時 間: 午前10時半～午後1時半 ※1時間程度を予定。
場 所: 市庁舎14階 大ホール
定 員: 各回200人(先着順)
持参物: 筆記用具
申 込: 3月6日～18日までに「説明会申込み」、住所、氏名、電話番号、参加人数(最大2人まで)、住宅の建築年、参加希望日時を書いて、持参が郵送、ファクス(096-359-6978)または電子メール(kenchikubutsuanzensuishin@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601建築物安全推進室(市庁舎9階 平日午前9時～午後5時)へ
※定員を超える場合、別の回を案内する場合があります。

説明会の対象となる住宅の条件

市内にあり、人が住んでいるまたは住む見込みがある戸建木造住宅で、以下の1～3すべてに該当する住宅。
1. 平成12年5月31日以前に着工したもの
2. 在来軸組構法、伝統的構法で建てられたもの
3. 3階建て以下のもの
※昭和56年6月以降に着工した戸建木造住宅は熊本地震による被害を受けたもの(り災証明や被害写真により確認できるもの)が対象です。

詳しくは、建築物安全推進室(☎096-328-2449)へ。

